

令和5年第2回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月22日(水) 午後2時30分から午後3時20分
2. 開催場所 茅野市役所 8階大ホール
3. 出席委員 27名

農業委員 (18名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委員	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	10	委員	矢島 平一
2	委員	白鳥 誠司	11	委員	吉田 秀史
3	委員	矢島 勝秀	12	委員	堀内 友恵
4	委員	小平 開	13	委員	篠原 朋夫
5	委員	宮坂 直治	14	委員	小池 正雄
6	委員	伊藤 利幸	15	委員	濱 惣一
7	委員	渡邊 公人	16	委員	田村 和己

農地利用最適化推進委員 (9名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	24	委員	竹村 俊治
20	委員	宮崎 博人	25	委員	帯川 孝男
21	委員	小林 正一	26	委員	牛山 浩文
22	委員	有賀 宣尚	27	委員	戸田 広史
23	委員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 第1 農業委員会長招集あいさつ
- 第2 主要会務報告について
- 第3 議事録署名委員の選任(5番:宮坂直治、6番:伊藤利幸)
- 第4 総会の公開について
- 第5 審議

議案第4号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(3件)

議案第5号 農地法第4条の規定に依る許可申請について(1件)

議案第 6 号 農地法第5条の規定に依る許可申請について(13 件)

議案第 7 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
(17 件)

議案第 8 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
(1 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮

事務局次長 吉田 哲郎

主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

代理	それでは定刻となりましたので、これより第 2 回 2 月度茅野市農業委員会総会を開催させていただきたいと思ひます。よろしくご審議お願いいたします。次第に従ひまして進めていきたいと思ひます。 はじめに、牛山会長よりご挨拶をお願いいたします。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	改めまして皆さんこんにちは。本日 2 月の定期総会ということでご出席いただきありがとうございます。時期的にも雨水が過ぎ、雪解け水で大地が潤い始めた頃かと思ひております。各地からは花の便りが聞かれる頃となりました。また皆さんの周辺でもハウスの中では農作業、育苗作業等が本格化していると思ひます。いずれにしましても農業情勢が厳しい中ではありますが、4 月にはいろいろな制度が変わってきます。農業者の皆さんは不安もあり希望できる場所も、どうなるのかなというところがあると思ひますが農業委員さんが寄り添う形で、いい農業地域になっていければいいかなと、そんな風に思ひておりますのでよろしくお願いいたします。 さて今月の審議事項ですが、ご通知した通りです。その他に報告や事務連絡があります。今日は法的な経営基盤強化法の一部改正に絡んだことでもありますので、審議は端的に進めていきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。以上です。
会長代理	ありがとうございます。 続いて主要会務報告ということで、引き続き牛山会長お願いします。
2. 主要会務報告について	
議長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
代理	議事録署名委員の選任については、5 番の宮坂委員、6 番の伊藤委員のご両名をお願いいたします。

4. 総会の公開について	
会長	<p>総会の公開・非公開につきましてお諮りします。本日の審議は事前にお知らせしました通り、農地法による許可申請は第3条申請が3件、第4条が1件、第5条が13件、農地利用集積計画の賃借権設定が17件、所有権移転が1件ということで計35件になります。案件につきましては個人的な情報が入っておりますが会議は原則公開として進めたいと思いますが皆様にお諮りいたします。公開で良いと判断される皆さんは挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員の賛同をいただけたということで本日の総会は公開で進めさせていただきます。</p> <p>(傍聴者なし)</p>
5. 審議	
議長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>議事日程第5審議、第4号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案について順次説明をお願いします。</p>
次長	【申請番号1について議案書をもとに説明】
議長	地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
11番委員	<p>2月20日、米沢地区委員2名で申請地を調査させていただきました。申請地は2筆です。案内図3-1①と②をご覧ください。渡人は相続により農地を取得しましたが、営農できないため処分したいと希望しています。受人は泉野にお住いの方で、売買の経緯の詳細を渡人に確認したかったのですが、連絡が取れなかったため受人の住居のある泉野の会長代理さんにご協力いただき確認いたしました。渡人と受人は親類関係であり、他に職業があり今後農地の管理ができないため、親類である受人に所有権を移転することになりました。現況としまして①は、作付けがされておられません管理がされております。②は北大塩の村づくり委員会で管理されている状況でした。今回現地調査を行いまして、全て許可要件を満たしていると考えます。そのためこの売買は問題ないと考えてまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の担当地区委員さんの現地確認の報告について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号1について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議長	全員賛成ですので、原案の通り決定いたします。
議長	続いて事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに説明】
4 番委員	2 月 18 日、豊平地区委員 3 名で申請地を調査しました。案内図 3-2 をご覧ください。申請地はやや入りにくい場所であり、水利権があまり良くないということもありますが、継続してやっていただけるということで見えてまいりました。畑 2 筆の中の 1 筆が既に山林化していますが地目の変更をすることで、受人に申し出ていただければという判断で見えてまいりましたのでよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。質疑に入ります。ただ今の地区担当委員さんの現地調査の報告及び、事務局からの説明について、質問のある方は挙手をお願いします。 (質問なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ですので、原案の通り決定いたします。
議長	事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに説明】
8 番委員	2 月 18 日、北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 3-3 をご覧ください。渡人は遠方に居住しているため耕作困難で贈与を希望しています。受人は経営規模拡大のため所有権移転を希望しています。確認したところ許可要件を全て満たしていることから、この贈与は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の地区担当委員さんの現地調査の報告及び事務局からの説明について、質問のある方は挙手をお願いします。 (質問なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ですので、原案の通り決定いたします。
議長	それでは、議事日程第 5 の議案第 5 号「農地法第 4 条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。 事務局より議案について説明をお願いします。

次長	【申請番号1について議案書をもとに説明】
議長	地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。
10番委員	2月18日、ちの地区委員2名で現地確認を行っております。案内図4-1をご覧ください。転用目的は親族へ貸すための住宅の新築です。隣接農地については敷地内の一部に住宅を建設するということで申請者以外の農地はありません。なお被害防除措置については造成はなし、雨水は地下浸透、隣接する用排水路には流出しないということで、配慮がされており問題ない計画であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。 担当地区委員さんの現地報告及び事務局からの説明について意見のある方は挙手をお願いします。 (意見なし)
議長	採決をいたします。 申請番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ということで、原案通り決定いたします。
議長	それでは、議事日程第5の議案第6号「農地法第5条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。 事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号1について議案書をもとに説明】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
16番委員	2月16日、宮川地区委員4名で現地調査をしました。案内図5-1をご覧ください。申請地は平成16年、区画整理法による換地処分にて取得しました。前面道路に上下水道管が埋設され、都市計画区域として準工業地域の指定を受けています。隣接する水田所有者に説明・承諾を受けており転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地調査の報告ならびに事務局よりの説明について、意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号1について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ということで申請番号1について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号2について議案書をもとに説明】

議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
15 番委員	2月16日、宮川地区委員4名で現地調査をしました。案内図5-2をご覧ください。申請地は平成23年に相続登記されまして、登記上の地目は畑となっていますが、当時から耕作はされていなかったと記憶しています。渡人は現在山梨県に居住しており帰省する予定はありません。受人は同地区に居住しています。子どもたちの通学区内である申請地を購入し、個人住宅の新築を希望しています。本申請は問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号2について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ということで申請番号2について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号3について議案書をもとに説明】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	2月16日、宮川地区委員4名で確認いたしました。案内図5-3をご覧ください。申請地は非常に急斜面で、以前宅地として転用したところに住居を建てていますが、建てるにあたり石垣や壁が必要ということでコンクリートあるいは石垣を、ということで基本的には農地としての活用は不可能な場所となっております。申請に問題はないと見てまいりましたのでよろしくご審議をお願い致します。
議長	ありがとうございました。これよりに入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。申請番号3について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数ということで申請番号3について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号4について議案書をもとに説明】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

14 番委員	2月16日、宮川地区委員4名で現地を確認いたしました。案内図5-4をご覧ください。渡人は埼玉県在住、相続で取得したが長年耕作放棄され背丈の高い雑草が繁茂した状況が続いていました。この度受人からの譲渡要請に応じることにいたしました。受人は現在アパートに居住、手狭になり近くに建築用地を探しておりました。現地を確認したところ周辺農地に関する問題はありません。雨水は地下浸透、公共下水道に接続、転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地確認の報告、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号4について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数ということで申請番号4について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号5について議案書をもとに説明】 こちらの申請は令和5年1月18日に農振除外を受けた土地になります。その際、農政審議会からは特に意見等の提出はされておられません。
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
4 番委員	2月18日、豊平地区委員3名で行って参りました。案内図5-5をご覧ください。周囲は既に団地化されていて住宅を建ててもいいような場所になっています。下水道は完備されており、住宅6棟が建てられる状態です。問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地調査の報告、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号5について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数ということで申請番号5について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号6について議案書をもとに説明】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

4 番委員	2月18日、豊平地区委員3名で行って参りました。案内図5-6をご覧ください。隣地には家が建っております。受人が三カ所ほどの候補地を検討した結果、申請地が気に入ったということです。上下水道が完備してまして周囲からの承諾を得ているということでありましたので問題はないと判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	質問・意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号6について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数ですので申請番号6について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号7について議案書をもとに説明】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
4 番委員	2月18日、豊平地区委員3名で行って参りました。案内図5-7をご覧ください。受人は候補地が三ヶ所ほどありましたが、本申請地が一番いいということでした。現地は隣に家が建っておりまして下水道が完備してました。問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	質問・意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号7について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数ですので申請番号7について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号8について議案書をもとに説明】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
1 番委員	2月20日、玉川地区委員4名で現地を確認しました。案内図5-8をご覧ください。申請地は休耕畑です。渡人は高齢により管理が困難になっていたところ、受人である息子から住宅用地として借りたいと話があり承諾しました。受人は今年結婚予定で、マイホームを持つことを計画し渡人である父親

	<p>に相談したところ借りることができたので、申請地に平屋を建築することに決めました。現地を確認したところ、南北は住宅、東側は道路を挟んで住宅、西側は段差のある畑です。西側の畑とは約 80cm の段差があるため、コンクリート擁壁を施工し、農地への雨水の流出を防止します。掘削面にはシート等で覆面をして法面が崩れるのを防ぎ、建築敷地周囲に防塵ネットを設置します。雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ放流します。隣接農地の所有者へは 1 月 24 日に事前説明をしました。日照面でも何ら問題はないため目的通り住宅を建築しても支障はありません。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>質問・意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 8 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので申請番号 8 について、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 9・10 について議案書をもとに説明】</p> <p>(同一の場所のため一括にて説明)</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
22 番委員	<p>2 月 20 日、泉野地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 5-9、5-10 をご覧ください。申請番号 9 は隣接する 3 筆で、東側は宅地、他は道路に接しています。申請番号 9 の渡人と受人は親子で、受人の勤務先の隣に住宅を建てたいと希望しています。渡人は受人の要望に応じたいと希望しています。被害防除措置として西側の法面には擁壁を設置し、雨水排水は地下浸透、汚水は公共下水道へ排水し、日照等による影響は軽微なものと思われます。</p> <p>続きまして申請番号 10 ですが、2 筆の申請地の一部を賃貸借するものです。隣接地において自動車修理、販売業を営んでおり、申請地を修理用自動車の駐車場として利用したいとのことです。被害防除措置として、西側法面には擁壁を設け、雨水排水は地下浸透、ということであります。</p> <p>以上、申請番号 9・10 については問題ないと見てまいりましたのでよろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの地区担当委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの 2 件の説明につきまして意見や質問のある方は挙</p>

	<p>手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>質問・意見等がないようですので一括にて採決に入ります。</p> <p>申請番号 9・10 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 9・10 について、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 11 について議案書をもとに説明】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
6 番委員	<p>2 月 20 日、泉野地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 5-11 をご覧ください。受人は渡人の娘夫婦であり、現在市内アパートに居住していますが、春に家族が増える予定のため、産休後に共稼ぎになることを見据えて実家近くに住宅を建築したいと希望しています。渡人である父親の土地を家族で管理していますが、勤め人であり農業と兼業をすることは難しく、経営地の縮小を希望しています。被害防除措置として、土砂の流出がないよう工事を行い、雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続、周辺農地の日照・通風に関しては、建物から 3.5m 以上離れて建てるため影響は少ないと考えます。この申請に問題はないと見てまいりましたのでご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>質問・意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 11 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので申請番号 11 について、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 12 について議案書をもとに説明】</p> <p>こちらの申請は令和 5 年 1 月 18 日に農振除外を受けた土地になります。その際、農政審議会からは特に意見は報告されていません。</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
13 番委員	<p>2 月 19 日、湖東地区委員 3 名で現地調査をいたしました。案内図 5-12 をご覧ください。申請地西側は宅地、北側と南側は市道、東側は農地と接しています。渡人は東京都在住で農地の維持管理に苦慮していたところ</p>

	<p>受人より建売住宅用地として購入したいと申し出があったため、土地の有効利用を図るために譲渡することとしました。受人は当該土地に住宅5棟を建築し販売する予定です。雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続、隣接農地とは一定の距離をとって建築するなど、被害防除措置を講じており住宅用地として転用しても問題ないと見てまいりましたので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>質問・意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号12について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので申請番号12について、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号13について議案書をもとに説明】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>2月18日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-13をご覧ください。現在は耕作放棄地となっています。渡人は老齢で耕作できず困っていたところ、受人である不動産業者から建売住宅建設用地として購入したいと強い要望があり、それに応じたかたちです。被害防除措置は適切で、隣接農地所有者への事前説明も済んでいます。この売買は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの現地確認の報告、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>質問・意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号13について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので申請番号13について、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>議事日程第5の議案第7号「農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号1から申請番号17について議案書をもとに一括で説明】</p>

	<p>申請番号 11、15、16 は解除条件付き貸借となっております。3 件の受人はいずれも同一、新設した株式会社で(有)長野穀販の子会社にあたります。法人で農業を行う場合は、原則的には農地所有適格法人(旧:農業生産法人)のみと限定されておりますが、この受人の場合は条件である『出資率の 50%以上が農業を営むもの』という条件に該当しないため、法人が農業を行わなくなった場合は契約を解除するという条件付きの貸借のみが認められることとなります。解除条件付き法人になりますと農地の保有はできませんが一定の要件を満たした貸借が認められます。</p>
議長	<p>申請番号 1 から申請番号 17 について、事務局より一括にて説明がありました。ご意見等ありましたら挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>新しい『解除条件付き貸借』という言葉が出てきましたが、こういった貸借も増えてくると思います。ウクライナ情勢等がありまして穀物等、米が余っているとはいえ、作っていくことも必要かと思えます。通常の会社がこういう経営をするという可能性が出てきますので、これらのことも頭に入れて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>質問等ないようですので採決をいたします。</p> <p>申請番号 1 から 17 まで、一括で採決をいたします。承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ということで 17 件につきまして原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>議事日程第 6 の議案第 8 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 1 について議案書をもとに説明】</p> <p>農地中間管理機構を通した農地の売買になります。</p>
議長	<p>申請番号 1 について、事務局より一括にて説明がありました。ご意見等ありましたら挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等ありませんので、事務局より説明のありました申請番号 1 につきまして採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

議長

それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

令和5年2月22日

議長

委員

委員